

静岡県告示第799号の3

宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）第10条第1項及び第26条第1項の規定により、宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域を次のとおり指定する。

令和6年12月26日

静岡県知事 鈴木康友

1 区域の表示

別図のとおり

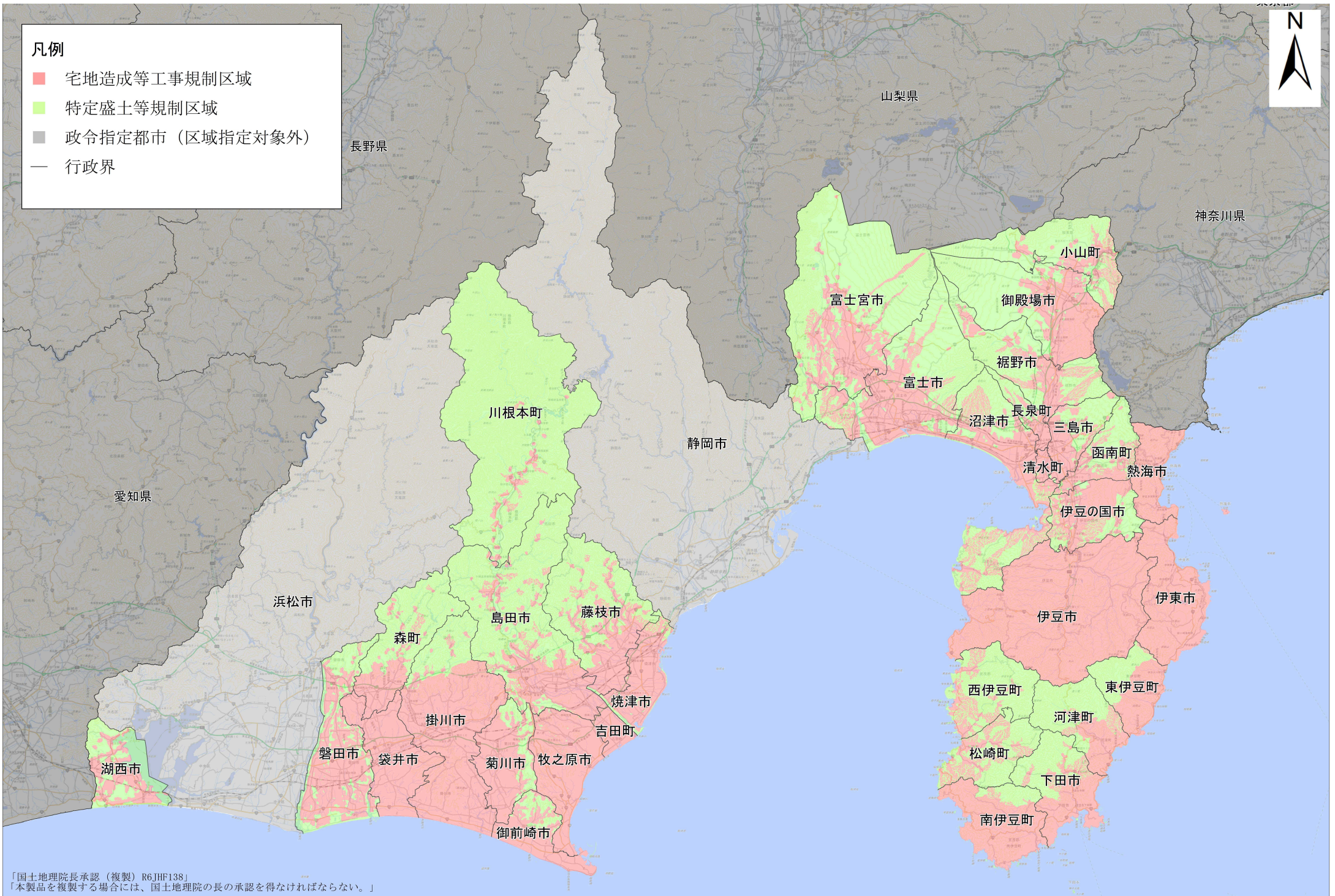
2 指定年月日

令和7年5月26日



凡例

- 宅地造成等工事規制区域
- 特定盛土等規制区域
- 政令指定都市（区域指定対象外）
- 行政界



「国土地理院長承認（複製）R6JHF138」
「本製品を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。」